平成２２年（フ）第４１０号
山形市江南４丁目14番19号
債務者　伊藤　美一
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１６号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地４　西久保町公園ハイツ１号棟1317号室
債務者　牧　　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７７号
札幌市中央区南６条西14丁目２番13―902号
債務者　上川　和紀
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市御正新田121番地３
債務者　舟橋　　洋
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４７号
札幌市白石区本通３丁目北３番３―701号
債務者　上妻　教恵（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
札幌市豊平区美園８条５丁目１番10号　ワトミ２号館５号
債務者　佐々木雅敏
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６７号
札幌市西区発寒12条４丁目４番20―501号
債務者　高橋　　愛（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１４号
札幌市西区発寒９条11丁目９番18号　コーポ池田Ｃ－２号
債務者　米倉　守二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１５号
札幌市西区発寒９条11丁目９番18号　コーポ池田Ｃ－２号
債務者　米倉美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８０号
札幌市厚別区厚別南３丁目４番７―103号
債務者　長谷川ふみ（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１０号
札幌市東区伏古14条３丁目12番１―405号
債務者　工藤歩美こと　工藤マルシアアユミ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１２号
北海道江別市高砂町41番地の８　高砂駅前ハイツベレー302
債務者　丸藤　　諭
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３９号
札幌市北区新琴似10条12丁目２番21号
債務者　成田イチ子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６３号
札幌市東区北丘珠３条２丁目８番21号　コーポ藤光203号
債務者　中川　七恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６８号
札幌市東区北丘珠４条１丁目２番16号
債務者　大山由美子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２４号
札幌市手稲区前田８条11丁目２番11号
債務者　小林　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３０号
札幌市東区伏古２条５丁目５番７号　パールハイツ202号
債務者　川村　倍幸
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部